

第48回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年8月29日（火曜日）
午前**10時**（受付開始 午前 **9時**）

開催場所

埼玉県日高市下高萩新田17番地2
当社 本社・日高工場3階 多目的ホール
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

議決権行使期限

2023年8月28日（月曜日）
午後**5時**到着分まで

会社法改正に伴い電子提供制度が施行され、株主総会参考書類等の内容である情報については当社ウェブサイト等に掲載することとなりました。なお、本株主総会は電子提供制度下での初めての株主総会であることを踏まえ、書面交付請求をされていない株主の皆様にも株主総会資料をお送りしております。

本株主総会へご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

議 案 取締役6名選任の件

株 主 各 位

証券コード 7713
2023年8月8日

埼玉県日高市下高萩新田17番地2

シグマ光機株式会社

代表取締役社長 **近藤 洋介**

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sigma-koki.com/meeting/48/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7713/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シグマ光機」又は「コード」に当社証券コード「7713」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができません。お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、2023年8月28日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年8月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年8月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）		
2 場 所	埼玉県日高市下高萩新田17番地2 当社 本社・日高工場3階 多目的ホール 末尾の定時株主総会会場ご案内図を参照		
3 会議の目的事項	報告事項	1. 第48期（2022年6月1日から2023年5月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第48期（2022年6月1日から2023年5月31日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	議 案	取締役6名選任の件

以 上

＜招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）＞

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示がされていない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱います。
- インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。

＜株主総会に関するご留意事項＞

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 感染症の拡大防止の観点から、株主様の安全を第一に考え、本株主総会における当社の対応について以下のとおりご案内いたします。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
 - ・ 来場株主様の感染防止対策としてのマスク着用につきましては、株主様個人のご判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方は来場をお控えくださいますようお願いいたします。
 - ・ 当社にご来場の際は、検温、手指消毒等の感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。
 - ・ 当社株主総会運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 本株主総会は、当社出席役員及び株主総会運営スタッフにおきましては、節電への取り組みとしてクールビズスタイルにて開催させていただきます。
- 今後の状況等により、上記対応を更新する場合がございます。
下記ウェブサイトより、当社発表情報をご確認くださいよう、あわせてお願い申し上げます。
当社ウェブサイト <https://www.sigma-koki.com/>



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

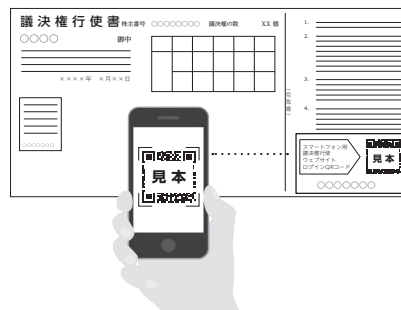
2023年8月28日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

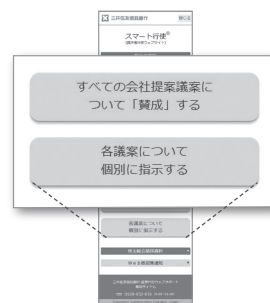


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

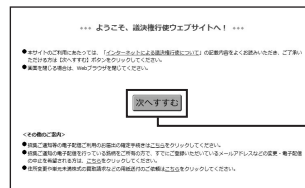
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

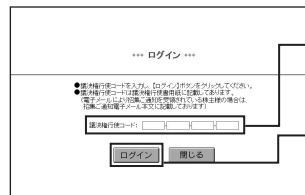
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

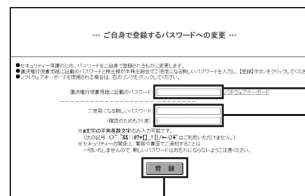


「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議

案

取締役 6 名選任の件

取締役全員（5 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、1 名を増員し、取締役 6 名（うち社外取締役 3 名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名	現在の当社における地位・担当			
1	こんどう 近藤 ようすけ 洋介	代表取締役社長	再任		
2	たばた 多幡 よしのり 能徳	取締役 生産本部長兼日高工場長	再任		
3	いし 石井 やすゆき 康之	執行役員 管理本部長兼経理部長	新任		
4	おざわ 小澤 つとむ 勉	社外取締役	再任	社外	
5	のざき 野崎 まこと 誠	社外取締役	再任	社外	独立
6	まつお 松尾 ゆみこ 祐美子	社外取締役	再任	社外	独立
再任	再任取締役候補者		新任	新任取締役候補者	
			社外	社外取締役候補者	
			独立	独立役員候補者	

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	こんどう ようすけ 近藤 洋介 (1963年4月2日生) 再任	1991年 4月 当社入社 2000年 4月 当社光学素子事業部長 2002年 6月 当社営業本部長 2002年 8月 当社取締役 2006年 9月 当社常務取締役 2011年 8月 当社専務取締役 2013年 4月 OptoSigma Corporation 会長 2013年 8月 当社代表取締役専務 2014年 8月 当社代表取締役社長（現任） (取締役候補者とした理由) 当社及び当社グループ会社の取締役を歴任し、長年に亘りグループ経営の指揮を執っております。現在は、当社代表取締役社長として、当社及び当社グループの企業価値の向上に貢献しております。光学業界における深い専門知識と豊富な経験、企業経営者としての高い実績、能力、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	57,000株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	たばた よしのり 多幡 能徳 (1969年4月16日生) 再任	1990年 4月 当社入社 2003年 6月 当社開発本部副本部長 2006年 6月 当社執行役員 2008年12月 当社光学システム機器製品本部副本部長 2010年 4月 当社システム製品本部副本部長 2011年 6月 当社光学システム部長 2013年12月 当社営業本部副本部長 2015年 6月 当社営業本部副本部長兼開発部担当 2017年 6月 当社技術本部長 2017年 8月 当社取締役（現任） 2018年 4月 OptoSigma Corporation 取締役 2019年 6月 当社技術本部長兼開発部長 2023年 1月 当社生産本部長兼日高工場長（現任） 2023年 7月 LMS株式会社 代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 LMS株式会社 代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 当社の取締役として、長年に亘り技術開発部門の指揮を執っておりました。現在は、幅広い知見を活かし生産部門の指揮を執り、高品質、高精度な当社製品を生み出す生産技術の確立により、光学製品のメーカーとしての地位の向上に貢献しております。また、本年より国内持分法適用会社の代表取締役を務めるなど企業経営に関する高い見識の獲得が期待されます。光学業界における深い専門知識と豊富な経験、企業経営者としての高い実績、能力、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	11,700株

候補者 番号	ふ 氏 (生 年 月 日)	り が な 名 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	い し 氏 石井 やす ゆき 康之 (1967年9月5日生) 新任	1988年 4月 当社入社 2008年 5月 タックコート株式会社 監査役（現任） 2009年 9月 当社経理部副部長 2013年12月 当社経理部長（現任） 2013年12月 OptoSigma Europe S.A.S. 取締役（現任） 2019年 6月 当社管理本部副本部長 2020年12月 当社管理本部長（現任） 2020年12月 当社執行役員（現任） （取締役候補者とした理由） 当社の経理・財務及び会計部門での長年に亘る業務経験で培われた深い専門知識と高い見識を有しており、また当社の持分法適用会社の監査役や海外子会社の取締役として業務執行の管理監督・監査を行っております。また、2020年12月から管理部門の責任者を務めており、経営管理業務に対する高い実績、能力、見識を有していることから、取締役候補者としていたしました。	7,000株

候補者 番号	ふ 氏 (生 年 月 日)	り が な 名 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	お ざ わ 氏 小澤 つと む 勉 (1961年10月8日生) 再任 社外	1984年 4月 浜松ホトニクス株式会社入社 2015年 6月 同社電子管事業部第1製造部第19部門長 2018年10月 同社電子管事業部第1製造部長 2020年 8月 当社社外取締役（現任） 2020年10月 浜松ホトニクス株式会社電子管事業部電子管企画部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 浜松ホトニクス株式会社 電子管事業部電子管企画部長 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 直接企業経営に関与された経験はありませんが、当社の業務提携先である浜松ホトニクス株式会社の電子管事業部電子管企画部長を務めております。光学に関する深い専門知識と豊富な経験、高い見識を有しており、当社の経営に反映していただくこととともに、当社の経営執行等について監督、助言等をいただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏が選任された場合は、任意の報酬委員会の委員として、当社役員の報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。また、任意の指名委員会の委員として、当社役員の選解任に対しても、同様に関与いただく予定です。	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	の ざ き まこと 野崎 誠 (1975年7月27日生) 再任 社外 独立	2004年10月 税理士登録 2009年 1月 野崎誠税理士事務所 開設 同所代表（現任） 2011年 8月 行政書士登録 野崎誠行政書士事務所 開設 同所代表 2014年 6月 ハートフルサポート株式会社 設立 同社代表取締役（現任） 2017年 8月 当社社外監査役 2021年 8月 当社社外取締役（現任） 2021年 9月 行政書士法人まこと相続 設立 社員（現任） 〔重要な兼職の状況〕 野崎誠税理士事務所 代表 行政書士法人まこと相続 社員 ハートフルサポート株式会社 代表取締役 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 税理士、行政書士としての深い専門知識と豊富な経験、また事業会社を設立して代表取締役を務めるなど企業経営に関する高い見識も有しております。今後も独立的な立場で、専門的な観点から当社の経営執行等について監督、助言等をいただけることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合は、任意の報酬委員会の委員として、当社役員の報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。また、任意の指名委員会の委員として、当社役員の選解任に対しても、同様に関与いただく予定です。	一株

候補者 番号	ふ 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
6	まつお ゆみこ 松尾 祐美子 (1965年1月13日生) 再任 社外 独立	1990年 4月 弁護士資格取得 第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所 (現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 1995年 9月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 1997年 6月 平川・佐藤・小林法律事務所 (現シティユーワ法律事務所) 入所 2010年 1月 神奈川県弁護士会登録 弁護士法人港国際法律事務所 入所 (現任) 2016年 6月 株式会社エス・ディー・エス バイオテック 社外取締役 (監査等委員) 2018年12月 トライアンフィールドホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) 2020年 6月 川澄化学工業株式会社 (現SBカワスミ株式会社) 社外取締役 (監査等委員) 2020年11月 株式会社トランザクション 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2022年 8月 当社社外取締役 (現任) 2023年 6月 公益財団法人日本陸上競技連盟 監事 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 弁護士法人港国際法律事務所 弁護士 トライアンフィールドホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社トランザクション 社外取締役 (監査等委員) (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、多くの上場企業やグローバル企業の企業法務全般に携わった弁護士としての深い専門知識と豊富な経験、また上場企業の社外取締役 (監査等委員) を歴任され、コーポレートガバナンスに関する高い見識も有しております。今後も独立的な立場で、専門的な観点から当社の経営執行等について監督、助言等をいただけることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏が選任された場合は、任意の報酬委員会の委員として、当社役員の報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。また、任意の指名委員会の委員として、当社役員の選解任に対しても、同様に関与いただく予定です。	一株

(注) 1. 多幡能徳氏は、LMS株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に医療機器並びに光学・電気機器の開発並びに組立・調整・検査等の業務委託取引があります。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小澤勉、野崎誠、松尾祐美子の3氏は社外取締役候補者であります。

3. 小澤勉氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

4. 野崎誠氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 松尾祐美子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

6. 小澤勉氏は、2023年5月31日時点の当社大株主 (議決権比率14.11%) である浜松ホトニクス株式会社の事業部門の部長を兼務しております。同社と当社との間には、光学部品等の販売に関する取引がありますが、同取引における同社向け売上高は、約1億4百万円 (当社の直近の連結会計年度における連結売上高の2%未満) であるため、当社の事業運営に関する経営判断に影響を及ぼすおそれなく、かつ株主の皆様との間に利益相反が生じるおそれもないことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

7. 野崎誠氏、松尾祐美子氏は、当社の社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

8. 当社は小澤勉、野崎誠、松尾祐美子の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

9. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役及び執行役員の地位にあるものを被保険者の範囲といたします。被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを填補することとしており、被保険者の保険料を会社が全額負担いたします。各候補者が取締役就任した場合、当該保険契約の被保険者になります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞

本株主総会終了後の取締役・監査役のスキル・マトリクス

- ・ 当社では、取締役会の実効性確保に必要なスキル（知識、能力、経験）を、経営戦略などの重要な事項の判断及び職務執行の監督の観点から、以下のとおりとしました。
- ・ 議案「取締役6名選任の件」を原案通り承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

職位	番号	氏名		管掌分野	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
					企業経営	生産・技術・研究開発	営業・企画・マーケティング	財務・会計・ファイナンス	人事・労務・人材開発	法務・ガバナンス・リスクマネジメント	ICT・デジタル戦略・DX	国際ビジネス・グローバルイニシアチブ	ESG・サステナビリティ・多様性
取締役	1	近藤 洋介	業務執行	経営全般	●	●	●	●	●	●	●	●	□
	2	多幡 能徳	業務執行	生産	□	●	●		●	□			□
	3	石井 康之	業務執行	財務・会計・人事・法務・IT	□			●		□			□
	4	小澤 勉	社外			●							
	5	野崎 誠	独立・社外		●			●		●			
	6	松尾 祐美子	独立・社外							●		●	●
監査役	－	上野 健司	独立・社外					●		●			
	－	南雲 幸一	社外		●				●	●			●
	－	熊崎 美杉	独立・社外					●		●			

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

※業務執行取締役につきましては、今後さらなる能力開発が期待される分野については、□で記載しております。

以 上

事業報告 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による各種規制が緩和され、経済活動の正常化が進み、総じて回復基調で推移いたしました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、一部の半導体不足など供給面での制約や原材料及び部材価格並びにエネルギー価格の高騰、世界的なインフレの進行と金融引き締め等、世界経済は依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループにおいては、大学・国立研究開発法人向け研究開発分野の需要は堅調に推移いたしました。民間企業向け研究開発分野及び産業分野においても、エレクトロニクス分野を中心とした研究開発投資や設備投資の回復基調が続き、総じて堅調に推移いたしました。国内・アジア地域では、国内を中心とした一部の電子部品・半導体業界向けでは、レーザ加工機・検査装置向けの組込み用途の要素部品が好調で推移いたしました。フラットパネルディスプレイ業界向けでは、一部の大口のお客様への観察・検査・加工用途向けの光学システム製品の納品が進み、大幅な増収となりました。又、米国地域及び欧州地域では、大学・官公庁向け、産業分野向けともに堅調に推移し、東南アジア地域は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に改善し、回復基調で推移いたしました。

このような中、半導体等の供給面での制約の継続や、原材料及び部材価格並びにエネルギー価格の高騰、急激な為替変動等の影響が続き、材料費や外注加工費等の外部費用が増加いたしました。総じて堅調な需要により売上高が増加した他、高付加価値製品の販売及び継続的な生産性向上等に注力した結果、営業利益は前期比で増加いたしました。また、本年2月22日付でお知らせしましたとおり、当社が所有する固定資産（土地・建物）を信託受益権化したうえで売却したことによる特別利益が発生したため、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比で大幅に増加いたしました。

その結果、売上高113億6千7百万円（前期比9.8%増）、営業利益15億4百万円（前期比4.6%増）、経常利益16億9千万円（前期比4.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億9千3百万円（前期比27.6%増）となりました。

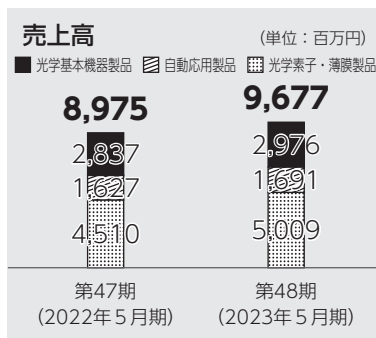
事業セグメント別の状況は次のとおりであります。

要素部品事業

売上高

9,677百万円

(前期比7.8%増)



<要素部品事業>

当事業は、光学基本機器製品、自動応用製品及び光学素子・薄膜製品に大別されます。

【光学基本機器製品】

官公庁向け研究開発分野においては、需要は横ばいで推移いたしました。民間向け研究開発分野及び産業分野においては、国内・海外市場の研究開発投資・新規設備投資の需要は堅調に推移いたしました。一部の電子部品・半導体関連のエレクトロニクス業界向けの製造・検査用途のホルダー・ステージ等の手動位置決め製品の需要は堅調に推移いたしました。米国地域のバイオ・医療業界向けの組込み用途の小型ステージ等の手動位置決め製品の需要は堅調に推移いたしました。その結果、売上高は、29億7千6百万円（前期比4.9%増）となりました。



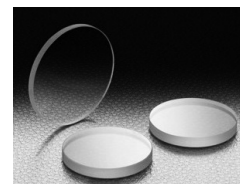
【自動応用製品】

官公庁向け研究開発分野においては、需要は弱含みで推移いたしました。民間向け研究開発分野及び産業分野においては、バイオ業界向けの組込み用途の自動位置決め製品の需要は堅調に推移いたしました。一部の電子部品・半導体関連のエレクトロニクス業界向けの製造・検査装置への組込み用途での自動位置決め製品及び通信業界向けの調芯装置の需要は堅調に推移いたしました。その結果、売上高は、16億9千1百万円（前期比3.9%増）となりました。



【光学素子・薄膜製品】

官公庁向け研究開発分野においては、需要は堅調に推移いたしました。民間向け研究開発分野及び産業分野においては、国内・海外市場の研究開発投資・新規設備投資の持ち直しの動きを受けて、一部の電子部品・半導体関連のエレクトロニクス業界向けの製造・検査装置への組込み用途の球面レンズや窓板ガラス等の需要は好調に推移いたしました。米国地域のバイオ・医療業界向けや半導体業界向けの組込み用途及び欧州地域の光測定・計測装置への組込み用途の需要は回復基調で推移いたしました。その結果、売上高は、50億9百万円（前期比11.1%増）となりました。

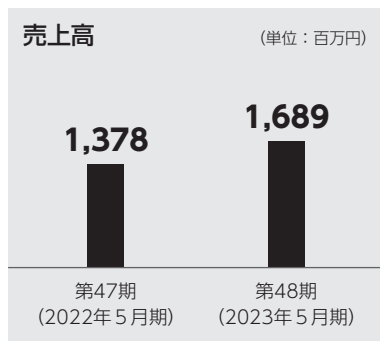


システム製品事業

売上高

1,689百万円

(前期比22.6%増)



<システム製品事業>

当事業は、光学システム製品です。

【光学システム製品】

国内・海外の民間企業向け研究開発分野及び産業分野では、エレクトロニクス分野を中心とした研究開発投資や設備投資が回復基調で推移し、需要は堅調に推移いたしました。フラットパネルディスプレイ業界向けでは、レーザ加工機・検査装置向けの組込み用途の光学ユニット製品の需要が堅調に推移するとともに、一部の大口のお客様への観察・検査・加工用途向けの光学システム製品の納品が進み、大幅な増収となりました。又、バイオ・医療業界向けの光学検査装置への組込み用途の光学ユニット製品の需要は堅調に推移しましたが、防衛業界向けの光学ユニット製品の需要はやや弱含みで推移いたしました。その結果、売上高は、16億8千9百万円（前期比22.6%増）となりました。



[事業セグメント別売上高]

期 別 事業セグメント	第 47 期 (前連結会計年度) 自 2021年 6月 1日 至 2022年 5月31日		第 48 期 (当連結会計年度) 自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月31日		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
要素部品事業	8,975	86.7	9,677	85.1	701	7.8
[製品区分]						
(光学基本機器製品)	2,837	27.4	2,976	26.2	138	4.9
(自動応用製品)	1,627	15.7	1,691	14.9	63	3.9
(光学素子・薄膜製品)	4,510	43.6	5,009	44.0	499	11.1
システム製品事業	1,378	13.3	1,689	14.9	311	22.6
[製品区分]						
(光学システム製品)	1,378	13.3	1,689	14.9	311	22.6
計	10,354	100.0	11,367	100.0	1,013	9.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は8億3千9百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(イ) 当連結会計年度中に完成した主要設備等

会社名	設備の内容	金額(千円)
シグマ光機株式会社	光学素子・薄膜製品生産設備	214,700

(ロ) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	設備の内容	金額(千円)
シグマ光機株式会社	技術センター新棟・増築・リノベーション	288,640
シグマ光機株式会社	能登工場増築・リノベーション	151,519

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第45期 (2020年5月期)	第46期 (2021年5月期)	第47期 (2022年5月期)	第48期 (当連結会計年度) (2023年5月期)
売上高	(千円)	8,493,261	8,765,878	10,354,103	11,367,532
経常利益	(千円)	840,103	1,152,999	1,614,776	1,690,228
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	595,625	822,651	1,170,263	1,493,294
1株当たり当期純利益	(円)	84.10	116.15	165.23	210.85
総資産	(千円)	16,152,532	17,235,400	18,509,853	20,634,196
純資産	(千円)	13,009,836	13,862,967	14,966,265	16,332,386
1株当たり純資産額	(円)	1,828.98	1,947.95	2,101.38	2,293.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、又、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
 なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第47期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
OptoSigma Corporation	千米ドル 2,600	% 100.00	光学機器の生産販売
上海西格瑪光机有限公司	千米ドル 4,000	% 91.25	光学機器の生産販売
OptoSigma Europe S.A.S.	千ユーロ 1,500	% 100.00	光学機器の販売
OptoSigma Southeast Asia Pte. Ltd.	千シンガポールドル 1,250	% 100.00	光学機器の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、温暖化をはじめとした気候変動、地震・豪雨などの自然災害の他、エネルギー資源の枯渇、既知・未知の感染症の感染拡大、高まる地政学的リスクによる影響への懸念、社会の急速なデジタル化、少子高齢化や多様性など取り組むべき課題が山積しています。当社グループは、中長期的な会社の経営戦略に基づき、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題を以下の項目と認識しており、重点的に取り組んでまいります。

① 営業・マーケティングの強化

積極的な国内外の有力光学展示会への出展や「光ソリューション・カンパニー」ならではの提案営業によるお客様との良好な信頼関係の構築を推進いたします。又、グローバル・ウェブカタログ・システムやSNSを活用した動画による製品紹介、オンラインを活用したフォーラム・セミナー開催等によるお客様とのコミュニティの構築、お客様の属性情報等のデータを活用した情報提供等を推進し、「OptoSigma」ブランドの認知度向上とグローバルマーケットでの需要創出に努めております。又、最先端の光技術の研究開発を行っている大学や研究機関等との長年に亘る信頼関係の下、当社グループの国内外のネットワークを生かした産官学の連携・協働による最先端の光技術の知の融合に取り組み、光技術の新たな可能性を広げる様々なプロジェクトにも参画しております。

② ものづくり力の強化

最先端の研究開発分野やコスト競争の激しい産業分野の多様なニーズに対応すべく、「品質の向上と安定」、「コストダウン」、「短納期化」を強力に推進しております。「光ソリューション・カンパニー」である当社グループだからこそ可能な、商品企画・開発から試作、検証、量産まで一貫してご提案するワンストップサービスと、光学技術、機械加工、電気設計、ソフト開発、システムアップ等の中核技術の融合と生産技術のさらなる改革を進め、競合他社との差別化を図ってまいります。既存製品については、機能性や操作性等のユーザビリティの向上による高付加価値化を推進いたします。特に、光学モジュールや光学ユニット製品、光学装置までをワンストップで生産可能な当社の技術優位性を生かした光ソリューション提案に注力してまいります。又、有力な研究機関や産業分野民間企業とのネットワークを生かした連携・協働によって、最先端の技術・情報・ノウハウを駆使した、オリジナリティのある新製品開発に取り組んでおります。その他、サプライヤーや生産協力工場等のサプライチェーンを当社グループのネットワークを活用して複線化を図ることで、安定供給とコスト低減の実現に取り組んでおります。

②-1 要素部品事業

新しい生産技術・量産技術開発やグローバルサプライチェーンの強化、最先端の設備投資と生産効率化等による生産コストの低減、キー・テクノロジーの開発の強化による製品機能・品質の向上、生産・営業・技術の各本部の垣根を越えた連携による開発スピードの向上等により、競争優位性の高い製品の開発・生産を推進してまいります。

②-2 システム製品事業

有力成長分野の研究機関や産業分野のニーズをいち早く捉えて、中核光学技術の優位性を生かせる高付加価値の光学モジュール・光学ユニット製品の開発体制の強化と量産体制の構築により、グローバルマーケットでの販売展開を推進いたします。

③ 経営管理体制の強化

当社グループのサステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範の下、今後の経営環境の変化に応じた適切な内部統制システムとコンプライアンス体制の更なる整備、維持、改善に努め、コーポレートガバナンスを強化し、適切かつ誠実に企業活動を推進してまいります。また、「環境、社会、企業統治（E S G）」の視点を積極的に経営に取り入れ、「光産業を通じ、社会に貢献します」という当社経営理念の実現に向け、レジリエントでサステナブルな社会の創造に貢献すべく業務に邁進してまいります。これらの取り組みにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益に適う経営を行ってまいります。

今後の先行きが不透明な経営環境の下、経営基盤の強化のため、ITシステムや生産設備の導入・構築を進め、各事業部門の業務の省力化・合理化による生産性の向上を推進し、コスト低減を図ってまいります。

又、次世代を担う優秀な人材の育成・確保のため、採用活動の多様化や社員の能力の開発・向上のための人材育成制度や人事評価制度の改善等を積極的に行ってまいります。同時に、社員エンゲージメントの向上、ワークライフバランスを実現するための就業環境も整備いたします。

(5) 主要な事業内容 (2023年5月31日現在)

事業セグメント	製品区分	主要製品
要素部品事業	光学基本機器製品	ステージ、ホルダー、ベース、ロッド、ポストスタンド、クランプ、ケージシステム他
	自動応用製品	自動位置・姿勢決めユニット、光計測・制御ユニット、計測・制御ソフトウェア他
	光学素子・薄膜製品	マルチエレメントオプティクス、ミラー、ビームスプリッター、フィルター、レンズ、プリズム、ポラライザ、基板、ウインドウ他
システム製品事業	光学システム製品	光学モジュール、レンズユニット、レーザプロセッシングシステム、調芯装置、観察光学系、レーザ応用製品、マイクロミニチュレーションシステム、顕微鏡用XY自動ステージシステム、コアユニット顕微鏡、バイオ・医療機器、受託特注製品他

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年5月31日現在)

区分	名称	所在地
当 社	本社・日高工場	埼玉県日高市
	東京本社	東京都墨田区
	大阪支店	大阪府大阪市淀川区
	九州営業所	福岡県福岡市博多区
	能登工場	石川県羽咋郡志賀町
	技術センター	石川県白山市
子 会 社	OptoSigma Corporation	米国カリフォルニア州
	上海西格瑪光机有限公司	中国上海市
	OptoSigma Europe S.A.S.	フランスエッソンヌ郡
	OptoSigma Southeast Asia Pte. Ltd.	シンガポールサイエンスパークドライブ

(7) 使用人の状況 (2023年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
	名	名
要素部品事業	448	(増) 22
システム製品事業	52	(減) 12
全社 (共通)	20	(減) 2
合計	520	(増) 8

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は軽微のため記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
367名	(増) 7名	40.2歳	13.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は軽微のため記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年5月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社埼玉りそな銀行	225
株式会社三井住友銀行	181
三井住友信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	100
株式会社武蔵野銀行	20

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対して期間利益に基づく積極的な利益配分を行うことを基本方針とし、長期的視野に立った企業体質の強化及び成長投資等を勘案した配当政策を進めてまいります。

株主の皆様への配当につきましては、今後の当社の設備投資や研究開発に係る資金需要や運転資金の動向を勘案した上で、連結・単体ベースで配当性向30%を目標にして実施してまいります。また一方で、業績低迷時においても株主の皆様への長期的な利益還元を勘案し、安定配当を確保するよう努めてまいります。

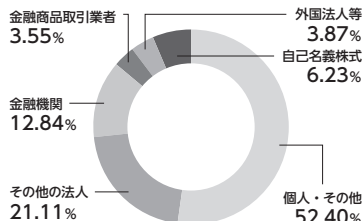
この結果、2023年5月期の期末配当金は22円とさせていただき、中間配当金20円と合わせた年間配当金は、1株当たり42円といたしました。

〔期末配当金支払い開始日：2023年8月9日〕

2 株式の状況 (2023年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,552,628株
- (3) 株主数 5,403名
- (4) 大株主

所有者別の株式保有比率



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
浜松ホトニクス株式会社	1,000	14.11
シグマ光機取引先持株会	445	6.29
シグマ光機従業員持株会	216	3.04
株式会社ツシマ	215	3.04
株式会社埼玉りそな銀行	203	2.86
富国生命保険相互会社	200	2.82
株式会社サンライズクリエート	148	2.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	147	2.08
杉山大樹	110	1.56
株式会社三井住友銀行	110	1.55

(注) 1. 当社は自己株式を470千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。又、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- (イ) 自己株式の取得
該当事項はありません。
- (ロ) 自己株式の消却
該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年5月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤 洋介	
取締役	多幡 能徳	生産本部長 兼 日高工場長
取締役	小澤 勉	浜松ホトニクス株式会社 電子管事業部 電子管企画部長
取締役	野崎 誠	野崎誠税理士事務所 代表 行政書士法人まこと相続 社員 ハートフルサポート株式会社 代表取締役
取締役	松尾 祐美子	弁護士法人港国際法律事務所 弁護士 トライアンフィールドホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社トランザクション 社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	上野 健司	上野健司税理士事務所 代表
監査役	南雲 幸一	浜松ホトニクス株式会社 執行役員 経営企画統括本部 副統括本部長 株式会社浜松ホトアグリ 取締役
監査役	熊崎 美杉	熊崎美杉税理士事務所 代表 関東信越税理士会 審理室 副主管 社会福祉法人聖徳会 監事 前澤給装工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役多幡能徳氏は、2023年7月に設立した当社持分法適用会社であるLMS株式会社の代表取締役社長に就任しております。
2. 取締役小澤勉氏、野崎誠氏及び松尾祐美子氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役上野健司氏、監査役南雲幸一氏及び熊崎美杉氏は、社外監査役であります。
4. 取締役野崎誠氏及び松尾祐美子氏、並びに常勤監査役上野健司氏及び監査役熊崎美杉氏は、東京証券取引所が指定を義務付けた一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 常勤監査役上野健司氏及び監査役熊崎美杉氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した会社役員の氏名等

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中村 良二	2023年1月20日	辞任	取締役 生産本部長 兼 日高工場長
山口 秀一	2022年8月25日	任期満了	常勤監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(イ) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社の業績の持続的な向上及び企業価値の最大化に向け、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、その職位や職責等に基づき支給額を検討し、適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬と事業年度ごとの業績に連動する業績連動報酬等により構成するものとします。また、監督機能を担う社外取締役には、その職責や職務及びその他諸般の事情等を勘案し、必要に応じて基本報酬のみ支給します。

b. 基本報酬に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責及び担当職務、各期の業績とそれに対する貢献度のほか、当社従業員給与の水準、同業他社の水準や一般統計情報等に基づく業界全体の水準等を総合的に勘案して算定した個人別の固定報酬の額を、社外取締役を含む取締役会で審議・検討の上で決定します。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とします。各事業年度の個別営業利益額の4%を上限として、過去の支給実績を踏まえて算出された額を基礎とし、各取締役の基本報酬や役位、職責等を総合的に勘案して算定した個人別の賞与額を、社外取締役を含む取締役会で審議・検討の上で決定し、毎年8月に支給します。個別営業利益を業績連動報酬等である役員賞与の指標として選択した理由は、会社の本業の収益状況を示す財務数値であり、当該年度における各役員の実績及び業績への貢献度が最も反映される業績結果であるため、業績連動報酬の指標としてふさわしいと判断したことによります。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、今後ますます技術革新が進む光産業において、皆様の「暮らし」のさまざまな分野を支える「光技術」の弛まぬ革新と価値ある「光ソリューション」を提供するシグマ光機グループの「ものづくり」で社会に貢献することを経営理念としています。そのため、中長期的な視点での業績向上及び企業価値の最大化を目指す経営を取締役に求めていることから、取締役の報酬についても基本報酬に重きを置いた報酬体系とすることが適切であると考えます。

これらを踏まえて、業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬及び業績連動報酬等の総額を100としたときに、業績連動報酬等の額が30となることを目安として設定します。なお、業績連動報酬等は各事業年度の個別営業利益額を基に算定されるため、報酬割合は目安どおりとならない場合があります。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長の指示のもと、独立社外取締役を含む取締役、監査役、執行役員の中から選定された3名以上の委員と管理本部長並びに総務部長により構成される任意の報酬委員会が、上記の報酬割合を踏まえて、基本報酬又は業績連動報酬等の額及び個人別の報酬等の内容についての報酬案を作成し、管理本部長より取締役会に上程します。取締役会は、任意の報酬委員会が作成し管理本部長より上程された報酬案について審議・検討し、種類別の報酬額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しており、その決定を委任しておりません。

f. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額の内容の決定にあたっては、決定方針に沿った決定方法をとっていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(ロ) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	75,920 (5,400)	54,770 (5,400)	21,150 (-)	- (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	6,750 (5,850)	6,000 (5,100)	750 (750)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	82,670 (11,250)	60,770 (10,500)	21,900 (750)	- (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は5名（うち社外取締役は3名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。
3. 上表の対象となる役員の員数及び報酬等の額からは、無報酬の社外取締役1名及び社外監査役1名を除いております。
なお、上表には2022年8月25日開催の第47回定時株主総会で監査役を退任した山口秀一氏及び2023年1月20日に取締役を辞任した中村良二氏が当事業年度中のそれぞれの在任期間に応じて計上されております。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標は、各事業年度の個別営業利益額であり、当事業年度における実績は1,255,083千円であります。当該指標を選択した理由は、会社の本業の収益状況を示す財務数値であり、当該年度における各役員の実績及び業績への貢献度が最も反映される業績結果であるため、業績連動報酬の指標としてふさわしいと判断したことによります。当社の業績連動報酬等である役員賞与は、各取締役の基本報酬や役位、職責並びに当該年度における各役員の実績及び業績への貢献度等を総合的に勘案して個人別の賞与額を算定しており、その支給総額は各事業年度の個別営業利益額の4%を上限としております。当事業年度の業績連動報酬等の総支給額は、当事業年度の個別営業利益額に役員賞与引当金を戻入した金額に対する比率で約1.7%となっております。
5. 取締役の報酬限度額は、1989年10月27日開催の第13回定時株主総会決議において年額160,000千円以内（定款に定める取締役の員数は10名以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）です。
6. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第18回定時株主総会決議において年額18,000千円以内（定款に定める監査役の員数は4名以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。
7. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度に係る役員賞与21,900千円（取締役21,150千円（うち社外取締役0名－千円）、監査役750千円（うち社外監査役1名750千円））

(ハ) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2014年8月28日開催の第39回定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

なお、当事業年度中に退任した役員退職慰労金の贈呈の対象となる取締役又は監査役はおりません。

(4) 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小澤勉氏及び監査役南雲幸一氏は浜松ホトニクス株式会社の使用人を兼務し、同社は当社の議決権を14.11%保有する大株主であり、当社は同社との間で業務提携契約を締結しております。

又、監査役南雲幸一氏は、株式会社浜松ホトアグリ取締役を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役野崎誠氏は、税理士として個人事務所並びに行政書士法人を開設し代表を務めるとともに、ハートフルサポート株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当社と兼職先の間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役松尾祐美子氏は、弁護士法人港国際法律事務所に所属し、またトライアンフィールドホールディングス株式会社と株式会社トランザクションの社外取締役を兼務しておりますが、当社と兼職先の間には資本関係及び取引関係はありません。

常勤監査役上野健司氏は、税理士として個人事務所を開設し代表を務めておりますが、当社と兼職先の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役熊崎美杉氏は、税理士として個人事務所を開設し代表を務めており、また前澤給装工業株式会社の社外取締役と社会福祉法人聖徳会の監事、関東信越税理士会審理室の副主管を兼務しておりますが、当社と兼職先の間には資本関係及び取引関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
小澤 勉 (社外取締役)	取締役会17回中17回出席	浜松ホトニクス株式会社の製造部門での勤務経験で培われた光学に関する深い専門知識と豊富な経験、高い見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営や生産性の向上などに対して、取締役会等における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただきました。
野崎 誠 (社外取締役)	取締役会17回中17回出席	税理士、行政書士としての深い専門知識と豊富な経験、高い見識を有し、事業会社の代表取締役を務めるなどの企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富かつ専門的な知見を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営やコンプライアンス体制、企業財務・会計・税務などに対して、取締役会及び監査役会における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。
松尾 祐美子 (社外取締役)	取締役会13回中13回出席 (2022年8月25日の就任以降、当事業年度中に開催された取締役会は13回であり、その全てに出席しています。)	弁護士としての深い専門知識と豊富な経験、高い見識を有し、多くの上場企業やグローバル企業の企業法務全般に携わった弁護士としての深い専門知識と豊富な経験、また上場企業の社外取締役（監査等委員）を歴任し、コーポレートガバナンスに関する高い見識も有しております。当社のガバナンス・コンプライアンスなどに対して、取締役会及び監査役会における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。

氏名	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言状況及び 社外取締役・監査役会に期待される役割に関して行った職務の概要
上野 健司 (社外監査役)	取締役会 17 回中 17 回 出席 監査役会 14 回中 14 回 出席	国税局で長きに亘り要職を歴任され、税理士としての深い専門知識と豊富な経験を有し、企業の税務対応を通じて培われた豊富かつ専門的な知見を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営やコンプライアンス体制、企業財務・会計・税務などに対して、取締役会及び監査役会における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。
南雲 幸一 (社外監査役)	取締役会 17 回中 16 回 出席 監査役会 14 回中 14 回 出席	浜松ホトニクス株式会社の執行役員として会社経営に関与しており、現任の経営企画統括本部の副責任者やこれまでの法務・総務部門の責任者を務めてきた経験から、サステナビリティ、コーポレートガバナンス、総務及び法務に関する高い見識と豊富な経験を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営、サステナビリティ経営、法改正対応、コンプライアンス体制、リスク管理体制などに対して、取締役及び監査役会における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。
熊崎 美杉 (社外監査役)	取締役会 13 回中 13 回 出席 (2022年8月25日の就任以降、当事業年度中に開催された取締役会は13回であり、その全てに出席しています。) 監査役会 10 回中 10 回 出席 (2022年8月25日の就任以降、当事業年度中に開催された監査役会は10回であり、その全てに出席しています。)	国税局で長きに亘り要職を歴任され、税理士として企業の税務対応を通じて培われた豊富かつ専門的な知見を有するとともに、上場企業の社外取締役を務めておりコーポレートガバナンスに関する高い見識も有しております。税理士としての深い専門知識と豊富な経験を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営やコンプライアンス体制、企業財務・会計・税務などに対して、取締役会及び監査役会における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役及び執行役員の地位にあるものを被保険者の範囲といたします。被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを填補することとしており、被保険者の保険料を会社が全額負担いたします。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、OptoSigma Corporationは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、前事業年度の監査計画の適切性や会計監査の職務執行状況等、当事業年度の監査計画等に基づく報酬額の算出根拠の妥当性等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は合理的であるとの判断に基づき、同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

又、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障が生じる等、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任又は不再任が相当と認められる事由が発生した場合、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

当社は、以下のとおり、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めております。

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの「光産業を通じ、社会に貢献します」という経営理念に基づき「皆様の社会や暮らし、そしていのちを支える価値ある光ソリューションの提供」というものづくり企業としての責任の下、公正・健全かつ透明な事業活動を通じて、社会課題の解決と持続可能な社会の発展に貢献することを目指しています。

2. 基本方針

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主及び投資家をはじめ、お客様、取引先様、社会、従業員を含む様々なステークホルダーの立場や権利を尊重し、適切な協働関係を構築します。
- (3) 株主共同の利益の向上に向け、会社情報を適切に開示し、株主との間で建設的な対話を通じて経営の透明性を確保します。
- (4) 社外取締役の活用など、経営の客観性・透明性を向上させる組織体制を構築し、取締役会による業務執行に対する監督（モニタリング）機能の実効性を高めます。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制につきましては、以下のとおりに体制を構築し、ガバナンスの向上に取り組んでおります。

I. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しています。その概要は以下のとおりです。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、「共生する社会への感謝を胸に、光産業を支えるものづくりを通じて社会に貢献していく」という経営理念、社是、経営基本方針及びサステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範を、企業活動を行う際の基本とし、それに基づいた活動を行います。

- (ロ) 当社及び当社子会社は、当社及び当社子会社に関する社内規程等に基づき、グループとしての総合的な事業の発展を図るべく、相互に緊密な連携の下に、当社及び当社子会社の経営を円滑に遂行していきます。
- (ハ) 当社は、毎月1回及び適時に開催される当社の取締役会において、当社及び当社子会社の月次決算や業務遂行状況等の報告を行わせることにより、当社及び当社子会社の業務の状況を把握していきます。
- (ニ) 当社は、当社の常勤取締役、執行役員、各本部長及び各部門長並びに当社子会社経営陣により構成される経営幹部検討会を設置し、当社及び当社子会社の業務が適正に遂行されていること及び役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保に努めています。また、その配下にCSR推進会議、危機管理委員会並びにコンプライアンス委員会を設置し、サステナブルな企業活動の推進に努めています。
- (ホ) 当社は、当社の監査役会の定める監査方針に従い、当社の取締役の職務執行についての監査を行っていきます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 当社は、法令及び文書管理に関する社内規程等に基づき、職務執行に係る情報の保存・管理を行っていきます。
- (ロ) 当社は、当社の取締役会議事録及び稟議書についての保存・管理を、厳格に行っていきます。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社の業務執行及び財産に係るリスクについては、リスクマネジメントに関する規程等に基づき、当社の業務を担当する各部門がこれを認識・把握するとともに、当社の管理部門を中心として組織横断的なリスクへの対応を図っていきます。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、当社の取締役会規則に基づき取締役会を毎月開催し、当社及び当社子会社の業務の執行状況や課題の解決策等を確認・検討・決定していきます。
- (ロ) 当社は、毎月1回及び適時に開催される経営幹部検討会において、取締役会付議案件の事前審議あるいは懸案事項の部門間調整や情報交換等を行うとともに、取締役会の決定方針に基づく具体的な執行戦略あるいは重要な執行案件について審議や意見交換を行っております。
- (ハ) 当社は、当社の取締役会の決定に基づき、当社における業務執行については、業務分掌に関する当社の社内規程等に則って的確に実行し、当社子会社における業務執行については、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じ適切な指示、指導を行います。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (イ) 当社は、当社子会社に対して、当社及び当社子会社に関する社内規程等に基づき、各社の重要事項については当社に対する報告を求めています。
- (ロ) 当社子会社のＣＥＯ、董事長等は、毎月開催される当社の取締役会あるいは経営幹部検討会に出席し、必要に応じて各社の重要事項についての報告を行っております。
- (ハ) 当社子会社の組織的かつ効率的な業務執行と経営管理体制の強化を目的として、当社の経営幹部社員が当社子会社の取締役又は監査役に就任しております。当該経営幹部社員は、当社子会社の毎月の取締役会や適宜開催される経営会議に参加し、当該子会社の業務執行のプロセスの適正性やリスク管理体制などを管理監督し、健全かつ透明性の高い業務執行が行われるよう、必要に応じ適切な指示、指導を行います。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (イ) 当社内部監査室については社長又は非業務執行取締役の所管として、執行部門から独立した組織としています。
- (ロ) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の要請があった場合は速やかな人員配置を行います。
- (ハ) 前号の使用人については、当社の監査役に専属することとし、他の業務を兼務させないことにより、その者に対する監査役の指示の実効性を確保します。

(7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに通報者保護の体制

- (イ) 当社内部監査室は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を行い、その結果や状況を定期的に当社の監査役に報告しています。
- (ロ) 当社の取締役及び使用人は、法令・規則、定款、社内諸規程、サステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範等に基づき、違反行為や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに直接又は社内ホットライン規程に基づくコンプライアンス推進事務局を通じて当社の監査役に報告するものとしています。
- (ハ) 当社及び当社子会社では、社内ホットライン規程並びにコーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範に基づき、通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう、通報者保護を図っています。

(8) 当社子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに通報者保護の体制

- (イ) 当社子会社の取締役及び使用人は、法令・規則、定款、社内諸規程、サステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範等に基づき、違反行為や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社内部監査室又は当社コンプライアンス推進事務局に報告するものとしており、当社内部監査室又は当社コンプライアンス推進事務局を通じて当社の監査役に報告するものとしています。
- (ロ) 当社及び当社子会社では、社内ホットライン規程並びにコーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範に基づき、通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう、通報者保護を図っています。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、監査費用の予算等、監査役がその職務を執行するうえで必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に当社に償還を請求することができます。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社の監査役は、当社取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を実施します。
- (ロ) 当社の監査役は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を定期的に実施します。
- (ハ) 当社の監査役は、当社の取締役会及び重要な会議に随時出席して、当社の取締役の業務執行を監視するとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人から業務執行状況を聴取し、確認する体制を維持しています。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み取引関係も含め一切の関係を持たないこととしております。その不当な要求等に対しては、法令及び社内規程等に基づき、断固たる姿勢で組織的に対応していきます。反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士及び警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統轄部署となり対処するとともに、社内への報告並びに注意を促すこととしております。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記体制に基づき、下記の具体的な取組みを実施しました。

- ① 毎月1回及び適時に取締役会を開催し、当社及び当社子会社の業務執行状況を確認しております。
- ② 毎月1回を目途に定期的に役員・幹部社員が出席する経営幹部検討会を開催し、内部統制システム構築を含む経営課題や重要な業務執行についての情報共有・意見交換を行っております。
- ③ 経営幹部検討会にC S R 推進会議を設置し、サステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範に基づく企業風土の醸成を推進しております。
- ④ 経営幹部検討会にコンプライアンス委員会及び危機管理委員会を設置し、定期的に社内の状況を報告するとともに、社内意識の向上に努めております。
- ⑤ 内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携しながら、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,251,725
現金及び預金	3,930,630
受取手形	69,354
電子記録債権	787,647
売掛金	2,062,920
有価証券	2,992,809
商品及び製品	1,263,847
仕掛品	577,549
原材料及び貯蔵品	1,442,855
その他	125,762
貸倒引当金	△1,652
固定資産	7,382,471
有形固定資産	3,880,829
建物及び構築物	1,303,508
機械装置及び運搬具	584,213
土地	1,243,073
リース資産	194,388
建設仮勘定	467,189
その他	88,455
無形固定資産	79,583
投資その他の資産	3,422,059
投資有価証券	870,232
繰延税金資産	351,538
投資不動産	1,823,624
その他	379,543
貸倒引当金	△2,879
資産合計	20,634,196

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,042,332
支払手形及び買掛金	514,807
電子記録債務	778,214
短期借入金	284,340
リース債務	117,382
未払法人税等	451,865
役員賞与引当金	21,900
賞与引当金	18,409
受注損失引当金	13,018
設備関係電子記録債務	288,651
その他	553,743
固定負債	1,259,477
長期借入金	342,776
リース債務	73,751
退職給付に係る負債	736,834
その他	106,115
負債合計	4,301,810
純資産の部	
株主資本	15,424,559
資本金	2,623,347
資本剰余金	3,092,112
利益剰余金	10,343,242
自己株式	△634,143
その他の包括利益累計額	817,756
その他有価証券評価差額金	190,021
為替換算調整勘定	615,385
退職給付に係る調整累計額	12,349
非支配株主持分	90,071
純資産合計	16,332,386
負債・純資産合計	20,634,196

連結損益計算書 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	11,367,532	
売上原価	6,926,841	
売上総利益	4,440,691	
販売費及び一般管理費	2,936,421	
営業利益	1,504,269	
営業外収益		
受取利息及び配当金	21,535	
為替差益	65,013	
不動産賃貸料	131,182	
持分法による投資利益	30,805	
その他	46,783	295,319
営業外費用		
支払利息	7,374	
不動産賃貸費用	96,667	
その他	5,319	109,361
経常利益	1,690,228	
特別利益		
固定資産売却益	462,187	
保険解約返戻金	17,261	479,448
特別損失		
固定資産売却損	434	
固定資産除却損	4,885	
保険解約損	1,008	6,329
税金等調整前当期純利益	2,163,347	
法人税、住民税及び事業税	713,768	
法人税等調整額	△51,576	662,191
当期純利益	1,501,156	
非支配株主に帰属する当期純利益	7,862	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,493,294	

連結株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金
2022年6月1日残高	2,623,347	3,092,112	9,133,235	△634,143	14,214,552	238,951
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△283,287		△283,287	
親会社株主に帰属する当期純利益			1,493,294		1,493,294	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						△48,930
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,210,006	－	1,210,006	△48,930
2023年5月31日残高	2,623,347	3,092,112	10,343,242	△634,143	15,424,559	190,021

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
2022年6月1日残高	12,646	429,701	△13,499	667,799	83,913	14,966,265
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△283,287
親会社株主に帰属する当期純利益						1,493,294
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△12,646	185,684	25,849	149,956	6,158	156,114
連結会計年度中の変動額合計	△12,646	185,684	25,849	149,956	6,158	1,366,121
2023年5月31日残高	－	615,385	12,349	817,756	90,071	16,332,386

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4 社
連結子会社の名称	OptoSigma Corporation 上海西格瑪光机有限公司 OptoSigma Europe S.A.S. OptoSigma Southeast Asia Pte. Ltd.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	1 社
持分法適用関連会社の名称	タックコート株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海西格瑪光机有限公司の決算日は12月末日、OptoSigma Corporation、OptoSigma Europe S.A.S.及びOptoSigma Southeast Asia Pte. Ltd.の決算日は3月末日となっております。連結計算書類作成にあたっては、上海西格瑪光机有限公司は3月末現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

(i) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ii) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社：定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

在外連結子会社：定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 15～47年

機械装置及び運搬具 9年

無形固定資産

ソフトウェア

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

定額法

なお、上海西格瑪光机有限公司の土地使用権については、土地使用契約期間（550か月）に基づき毎期均等償却しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

長期前払費用

均等償却法

投資不動産

定率法

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 15～42年

（iii）重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

当社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

受注損失引当金

当社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

（iv）収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社及び連結子会社においては、要素部品事業においてレーザ用精密光学部品の製造及び販売を、並びにシステム製品事業において光学機器・装置の製造及び販売を、それぞれ行っております。これらについては、当社グループで予め定めた仕様に基づいた商品又は製品、若しくは顧客との契約で定めた仕様に基づいた商品又は製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が支配を獲得し、履行義務を充足すると判断されることから、商品又は製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しています。

これらの商品又は製品の販売に関する取引の対価は、商品又は製品の引き渡し後概ね１年以内に受領しており、重要な変動対価及び金融要素は含まれておりません。

なお、当社による設置作業を必要としない商品又は製品については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項を適用し、出荷時において収益を認識しています。

（v）退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(vi) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについては振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで「流動負債」の「電子記録債務」に含めて表示しておりました「設備関係電子記録債務」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「設備関係電子記録債務」は5,170千円であります。

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「為替差益」は14,774千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 連結貸借対照表に計上した金額

商品及び製品	1,263,847千円
仕掛品	577,549千円
原材料及び貯蔵品	1,442,855千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは棚卸資産の評価について、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項」に記載しているとおり、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

収益性の低下に基づく簿価切り下げについては、連結会計年度末において一定期間における過去の売価実績及び受注状況等により見積りした正味売却価額が製造原価を下回る場合には、主に当社において当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げしております。又、これに加えて、連結会計年度末において算出した品目ごとの回転期間又は滞留期間の閾値を超える棚卸資産については、過去の販売実績や今後の販売計画を基礎として見積りした今後の販売可能性に応じて、定期的に帳簿価額を切り下げしております。

当社グループでは現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、これらの見積りの前提となる経済情勢の変化や販売計画の見直し、販売価格の急激な変化があった場合には、翌連結会計年度において追加で損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額

有形固定資産	7,026,231千円
投資不動産	893,847千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式（株）	7,552,628	—	—	7,552,628

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年7月13日 取締役会	普通株式	141,643千円	20円	2022年5月31日	2022年8月5日
2023年1月10日 取締役会	普通株式	141,643千円	20円	2022年11月30日	2023年2月14日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年7月13日 取締役会	普通株式	155,807千円	利益剰余金	22円	2023年5月31日	2023年8月9日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(i) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業遂行上の設備投資等に必要となる資金については主として自己資金を充当するとともに、銀行等金融機関からの借入により調達しております。又、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引については、為替の変動リスクをヘッジするためのものに限定し、当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき行っております。

(ii) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。又、海外で事業を遂行するにあたり生じる海外向けの営業債権については、円建取引とすることで為替変動リスクの回避を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として満期保有目的の債券、公社債投資信託及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。一部外貨建ての営業債務については為替の変動リスクに晒されております。又、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務については主に短期運転資金及び設備投資資金の調達を目的としており、期間は最長で4年であります。これについては固定金利による借入とすることで金利変動リスクの回避を図っております。

未払法人税等は、国内においては2か月以内に、海外においても翌事業年度中に納付期限が到来するものであります。

(iii) 金融商品に関するリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券については、経理規程に従い、発行体の格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、又、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクについては、為替相場の状況に応じて必要に応じ、月別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、経理部門において行っております。取引実績については管理本部長に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要とされる手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(iv) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注) 参照）。又、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、リース債務（流動負債）、未払法人税等、設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。加えて、「有価証券」に含まれる合同運用指定金銭信託及びMMFについては、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	375,849	375,849	－
資産計	375,849	375,849	－
長期借入金	342,776	338,772	△4,003
リース債務（固定負債）	73,751	69,941	△3,809
負債計	416,527	408,713	△7,813

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式及び新株予約権	494,382

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	332,645	－	－	332,645
投資信託	43,204	－	－	43,204

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	338,772	－	338,772
リース債務 (固定負債)	－	69,941	－	69,941

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

長期借入金、リース債務 (固定負債)

長期借入金及びリース債務(固定負債)については、元利金の合計額を新規に同様の借入取引又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都及び埼玉県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸用住宅等を所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	170,000	△11,175	158,824	211,100
賃貸等不動産として使用される部分 を含む不動産	1,693,109	△28,308	1,664,800	1,854,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却 (11,175千円) であります。

3. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は設備等の取得 (11,267千円) であり、減少額は減価償却 (34,690千円) 、設備等の除却 (4,885千円) であります。

4. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額に指標等を用いて調整を行った金額であります。

又、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差額 (千円)	その他 (千円)
賃貸等不動産	23,081	33,090	△10,009	－
賃貸等不動産として使用される部分 を含む不動産	108,100	111,484	△3,383	－

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、営業部門及び管理部門として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用 (減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等) については、賃貸費用に含まれております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (千円)		合計 (千円)
	要素部品事業	システム製品事業	
日本	6,069,413	1,514,922	7,584,336
アメリカ	1,725,533	—	1,725,533
ヨーロッパ	639,786	—	639,786
アジア（日本を除く）	1,114,323	174,949	1,289,272
その他	128,604	—	128,604
顧客との契約から生じる収益	9,677,661	1,689,871	11,367,532
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	9,677,661	1,689,871	11,367,532

（注）顧客との契約から生じる収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 (iv) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(i) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,085,961千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,062,920千円
契約負債（期首残高）	81,635千円
契約負債（期末残高）	23,501千円

契約負債は、要素部品事業におけるレーザ用精密光学部品の製造及び販売、並びにシステム製品事業における光学機器・装置の製造及び販売において、顧客との契約に基づいて商品又は製品の顧客への引き渡し前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は商品又は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が支配を獲得し、履行義務を充足することにより収益が認識されることによって、取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、81,634千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が58,133千円減少した主な理由は、前受金の入金による増加及び収益の認識による前受金の減少であり、これによりそれぞれ、23,500千円増加し、81,634千円減少しております。

(ii) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,293円40銭
(2) 1株当たり当期純利益	210円85銭

11. その他の注記

(1) 退職給付関係

(i) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。
退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(ii) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	744,679千円
勤務費用	36,976千円
利息費用	742千円
数理計算上の差異の発生額	△31,942千円
退職給付の支払額	△13,621千円
退職給付債務の期末残高	736,834千円

② 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	736,834千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	736,834千円
退職給付に係る負債	736,834千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	736,834千円

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	36,976千円
利息費用	742千円
数理計算上の差異の費用処理額	4,942千円
確定給付制度に係る退職給付費用	42,662千円

④ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△17,621千円
合 計	△17,621千円

⑤ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.1%

なお、当社では勤続年数別の勤続ポイントによる定額制を採用しており、予想昇給率は使用しておりません。

(iii) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、37,628千円であります。

(2) 金額の表示

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年 5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,512,946
現金及び預金	2,930,498
受取手形	69,354
電子記録債権	787,647
売掛金	1,758,086
有価証券	2,000,000
商品及び製品	1,036,587
仕掛品	531,675
原材料及び貯蔵品	1,341,336
前払費用	27,683
その他	30,602
貸倒引当金	△526
固定資産	7,264,674
有形固定資産	3,262,746
建物	1,023,625
構築物	104,746
機械及び装置	229,913
車両運搬具	837
工具、器具及び備品	47,386
土地	1,197,843
リース資産	194,388
建設仮勘定	464,004
無形固定資産	36,671
ソフトウェア	32,003
その他	4,667
投資その他の資産	3,965,256
投資有価証券	463,914
関係会社株式	531,188
関係会社出資金	429,232
関係会社長期貸付金	63,809
破産更生債権等	303
長期前払費用	15,272
繰延税金資産	293,508
投資不動産	1,823,624
その他	347,294
貸倒引当金	△2,892
資産合計	17,777,620

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,824,468
支払手形	145,815
電子記録債務	1,066,865
買掛金	365,890
1年内返済予定の長期借入金	284,340
リース債務	117,382
未払金	159,323
未払費用	66,207
未払法人税等	440,631
未払消費税等	6,269
前受金	23,501
預り金	111,646
役員賞与引当金	21,900
受注損失引当金	13,018
その他	1,677
固定負債	1,273,781
長期借入金	342,776
リース債務	73,751
退職給付引当金	754,456
その他	102,797
負債合計	4,098,250
純資産の部	
株主資本	13,489,349
資本金	2,623,347
資本剰余金	3,092,112
資本準備金	3,092,112
利益剰余金	8,408,032
利益準備金	197,670
その他利益剰余金	8,210,362
別途積立金	3,700,000
繰越利益剰余金	4,510,362
自己株式	△634,143
評価・換算差額等	190,021
その他有価証券評価差額金	190,021
純資産合計	13,679,370
負債・純資産合計	17,777,620

損益計算書 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	9,454,618	
売上原価	6,262,723	
売上総利益	3,191,895	
販売費及び一般管理費	1,936,811	
営業利益	1,255,083	
営業外収益		
受取利息及び配当金	58,839	
不動産賃貸料	131,182	
為替差益	59,783	
その他	38,147	287,952
営業外費用		
支払利息	7,250	
不動産賃貸費用	96,667	
その他	5,647	109,566
経常利益	1,433,469	
特別利益		
固定資産売却益	462,042	
保険解約返戻金	17,261	479,303
特別損失		
固定資産除却損	4,885	
保険解約損	1,008	5,894
税引前当期純利益	1,906,879	
法人税、住民税及び事業税	616,595	
法人税等調整額	△30,826	585,769
当期純利益	1,321,109	

株主資本等変動計算書 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2022年6月1日残高	2,623,347	3,092,112	3,092,112	197,670	3,700,000	3,472,540	7,370,210
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△283,287	△283,287
当期純利益						1,321,109	1,321,109
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,037,822	1,037,822
2023年5月31日残高	2,623,347	3,092,112	3,092,112	197,670	3,700,000	4,510,362	8,408,032

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2022年6月1日残高	△634,143	12,451,526	238,951	12,646	251,598	12,703,124
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△283,287				△283,287
当期純利益		1,321,109				1,321,109
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△48,930	△12,646	△61,577	△61,577
事業年度中の変動額合計	-	1,037,822	△48,930	△12,646	△61,577	976,245
2023年5月31日残高	△634,143	13,489,349	190,021	-	190,021	13,679,370

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物 15～47年

機械装置 9年

無形固定資産

ソフトウェア

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

長期前払費用

均等償却法

投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物 15～42年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社においては、要素部品事業においてレーザ用精密光学部品の製造及び販売を、並びにシステム製品事業において光学機器・装置の製造及び販売を、それぞれ行っております。これらについては、当社で予め定めた仕様に基づいた商品又は製品、若しくは顧客との契約で定めた仕様に基づいた商品又は製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が支配を獲得し、履行義務を充足すると判断されることから、商品又は製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しています。

これらの商品又は製品の販売に関する取引の対価は、商品又は製品の引き渡し後概ね1年以内に受領しており、重要な変動対価及び金融要素は含まれておりません。

なお、当社による設置作業を必要としない商品又は製品については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項を適用し、出荷時において収益を認識しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについては振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「為替差益」は17,024千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額

商品及び製品	1,036,587千円
仕掛品	531,675千円
原材料及び貯蔵品	1,341,336千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では棚卸資産の評価について、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 資産の評価基準及び評価方法」に記載しているとおり、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

収益性の低下に基づく簿価切り下げについては、当事業年度末において一定期間における過去の売価実績及び受注状況等により見積りした正味売却価額が製造原価を下回る場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げしております。又、これに加えて、当事業年度末において算出した品目ごとの回転期間又は滞留期間の閾値を超える棚卸資産については、過去の販売実績や今後の販売計画を基礎として見積りした今後の販売可能性に応じて、定期的に帳簿価額を切り下げしております。

当社では現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、これらの見積りの前提となる経済情勢の変化や販売計画の見直し、販売価格の急激な変化があった場合には、翌事業年度において追加で損失が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産	5,618,551千円
投資不動産	893,847千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	157,668千円
長期金銭債権	63,809千円
短期金銭債務	41,421千円

(3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債務 (役員退職慰労金)	23,830千円
------------------	----------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	935,397千円
仕入高及び外注加工費	856,233千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	1,078千円
受取配当金	52,583千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の総数に関する事項

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式 (株)	470,450	—	—	470,450

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労金に係る未払金	7,129千円
棚卸資産評価損	173,353千円
関係会社株式評価損	90,514千円
減損損失	73,264千円
退職給付引当金	225,733千円
減価償却費	14,470千円
その他	46,089千円
繰延税金資産小計	630,555千円
評価性引当額	△255,332千円
繰延税金資産合計	375,223千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△81,714千円
繰延税金負債合計	△81,714千円
繰延税金資産の純額	293,508千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,931円52銭
(2) 1株当たり当期純利益	186円54銭

11. その他の注記

金額の表示

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月19日

シグマ光機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一[㊞]
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦[㊞]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シグマ光機株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シグマ光機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月19日

シグマ光機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 松 亮 一 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 金 子 勝 彦 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シグマ光機株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役などから報告を受け、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。
又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月19日

シグマ光機株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）上野 健司 印

監査役（社外監査役）南雲 幸一 印

監査役（社外監査役）熊崎 美杉 印

以 上

＜株主様へのご案内＞

本年は、定時株主総会終了後に、当社の最新技術・開発動向に関する説明会を開催いたします。

ご多用中とは存じますが、お時間の許す株主様は、定時株主総会とあわせてご出席賜りますようご案内申し上げます。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

当社 本社・日高工場3階 多目的ホール

埼玉県日高市下高萩新田17番地2 電話 042-985-6221(代)

交通

電車 東武東上線 坂戸駅 南口下車 | 当社送迎車にて15分

(午前9時20分 坂戸駅南口に当社送迎車がお迎えにまいります)

自動車 関越自動車道

首都圏中央連絡自動車道

(当社敷地内の駐車場をご利用願います)

鶴ヶ島インター出口より 車10分

圏央鶴ヶ島インター出口より 車5分

